

§ 2 予防接種

感染症予防対策の一環として、予防接種法に基づく予防接種を主に川崎市医師会の協力を得て次のとおり実施している。

本市における予防接種の方式は、平成7年度から定期予防接種として3(2)種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)、MR、麻しん、風しん、日本脳炎を個別接種により、急性灰白髄炎(ポリオ)を集団接種により実施している。また、平成13年度の予防接種法改正により、インフルエンザを個別接種により実施している。

また、平成23年4月1日からは、予防接種法に基づかない予防接種の中で特に接種促進に対する国民の要請が高い子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについて、厚生科学審議会(予防接種部会)における意見書や国際動向、疾病の重篤性等を考慮し、国のワクチン接種緊急促進事業実施要領に基づき公費助成を実施している。

表94 予防接種

◆定期予防接種

| 種 別 | | 実施時期 | 対象年齢 | 標準的な接種年齢 | |
|------|------------------------------|--|----------------------|--|--|
| 個別接種 | 1類 疾病 予 防 接 種 | 3(2)種混合 1期初回 (ジフテリア) 1期追加 百日せき 破傷風 2期 | 通年 | 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 (第1期初回(3回)接種終了後6月以上の間隔をおく) 11歳以上13歳未満の者 | 生後3月から12月に達するまで 初回終了後12月から18月に達するまで 11歳から12歳に達するまで |
| | | MR 1期 (麻しん) 2期 風しん 3期 | | 生後12月から24月に至るまでの間にある者 小学校入学前1年間(3/31まで) 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 17歳となる日の属する年度の5月20日から18歳となる日の属する年度の末日までの間にある者 | - - - |
| | | 日本脳炎※1 1期初回 1期追加 | | 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 (第1期初回(2回)接種終了後おおむね1年おく) | 3歳から4歳に達するまで 4歳から5歳に達するまで |
| | | 2期 | | 9歳以上13歳未満の者 | 9歳から10歳に達するまで |
| | | 集団接種 | | 急性灰白髄炎(ポリオ) 上半期 下半期 | 春 秋 |
| 個別接種 | 2類 疾病 予 防 接 種 | インフルエンザ | 10月1日 ～ 12月31日 | ①満65歳以上の者 ②満60～65歳未満の者であって心臓、腎臓又は呼吸器の機能障害及びH I Vによる免疫機能障害を有する者 | 毎年度1回 |

※1 平成23年5月の政令改正により、平成17年5月から積極的勧奨が差し控えられていたことにより接種機会を逃した者(平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者=「特例対象者」)に限り、第1期及び第2期の接種のうち接種が終了していない分について、20歳未満まで定期予防接種として受けられるようになった。

◆子宮頸がん等ワクチン接種

| 種 別 | 実施時期 | 対象年齢 | 標準的な接種開始年齢 | 接種回数等 |
|------|------|---|--------------|--|
| 個別接種 | 通年 | 13歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女性 | 中学1年生(13歳相当) | 3回接種 (①サーバリックスを接種する場合、1回目を0月として以降、1、6か月後 ②ガーダシルを接種する場合、1回目を0月として以降、2、6か月後) |
| | | 2か月齢以上5歳未満の者 | 2か月齢以上7か月齢未満 | 初回免疫 4週間から8週間の間隔で3回接種(医師が必要と認めた場合は3週間) 追加免疫 初回免疫終了後、おおむね1年の間隔をおいて1回接種 |
| | | 2か月齢以上5歳未満の者 | 2か月齢以上7か月齢未満 | 初回免疫 27日以上の間隔をおいて3回接種 追加免疫 初回免疫終了後、60日以上の間隔をおいて標準として12か月齢から15か月齢の間に1回接種 |

※2 ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、接種開始月齢によって接種スケジュール(回数及び間隔)が異なる。